

4. 入園・入学

天栄保育所について



保育所は、児童福祉法に基づき、保護者の就労や疾病などの理由により、その家庭で十分に保育できない（保育に欠ける）場合に乳幼児を保育することを目的とする児童福祉施設です。

保育所名	天栄保育所
住所	天栄村大字牧之内字膳棚 12 番地
電話	0248-82-2275

保育入所要件

保育所への入所は、児童の保護者が下記の保育できない（保育に欠ける）事由に該当し、「天栄村教育・保育支給認定」の認定をうけた「2号または3号支給認定児童」である場合に保育所への入所を認めています。

- 1 労働することを常態としていること。
- 2 妊娠中であるか又は産後間がないこと。
- 3 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいをもっていること。
- 4 同居の親族で長期にわたり疾病の状態にあるもの、又は精神もしくは身体に障がいをもっているものを常時介護・看護していること。
- 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
- 6 求職活動を行っていること。（保育の期間は90日間に限られます。）
- 7 学校（職業訓練校を含む）に通学していること。
- 8 DV または虐待のおそれがあること。
- 9 その他村長が前各号に類すると認める状態にあること。

【保育の必要量】

認定を受けた方は、保育の必要量によって2つの区分に分けられ、保育所の利用可能時間が異なります。

- ・保育標準時間…保護者の就労時間が父母ともに1か月で120時間以上の方など。保育所を最長11時間利用できます。
- ・保育短時間…保護者の就労時間が1か月で48時間以上120時間未満の方や、求職中の方など。保育所は8時間の利用に限られます。

対象年齢 0歳児（生後6か月以上）～就学前

保育時間 <保育時間> 午前7時30分から午後6時30分
<休日> 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
12月29日から翌年の1月3日までの日

入所手続き

保育所への入所を希望される場合は、空き状況を天栄保育所（電話：0248-82-2275）へ確認のうえ次のものを揃えて住民福祉課で入所の申込み手続きをしてください。ご提出いただいた書類の審査と面接を行い、保育所入所の承諾（または、不承諾）を行います。

提出書類

保育所入所申込書、課税状況閲覧の承諾書、家族の雇用証明書または自営業申立書
入所児童の病院の診断書、天栄村教育・保育給付支給認定申請書

保育料（利用者負担額）

保育料は、児童の年齢、保護者または、同居されている方の市町村民税課税状況などにより、保育所利用者負担額表に基づき決定します。なお、第2階層から第6階層に認定された世帯が、ひとり親世帯、障がい児（者）世帯などに該当する場合同一世帯において小学校就学前までの範囲内にある子どもが同時に入園や入所している場合などは、保育料の算定方法が変わります。

- 1 階層区分は、入所児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）の市町村民税の所得割額を基礎に算定し認定します。
- 2 所得割額算出については、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、電子証明書等特別控除などの適用はありません。
- 3 4月から8月までの利用者負担額は前年度の市町村民税の所得割額、9月から3月までは当年度の市町村民税の所得割額により算定となります。
- 4 保育料の納入は、月ごとに毎月25日までに納入していただきます。

子育て支援保育料負担軽減補助金

村では、子育て少子化対策として、3人以上の子どもを養育している世帯に対して、子育てにかかる保護者の経済的な負担感の軽減を図るため、保育料の軽減措置として保育料の補助をしています。

受給資格者

天栄保育所に入所している第3子以降の対象児童の保護者

受給資格者

1. 天栄保育所徴収金基準額表の第2～第7階層に属する世帯の対象児童

対象児童の保育料（月額）の1/2の額（10円未満の端数切り捨て）に利用月数を乗じて得た額

(1) 第7階層の場合	第1子	第2子	第3子
	中学校2年生	小学校1年生	天栄保育所
保育料（月額）	-	-	22,000円
補助額（月額）	-	-	11,000円（1/2補助）
(2) 第7階層の場合	第1子	第2子	第3子
	小学校1年生	天栄幼稚園年中	天栄保育所
保育料（月額）	-	-	11,000円
補助額（月額）	-	-	5,500円（1/2補助）
(3) 第7階層の場合	第1子	第2子	第3子
	天栄幼稚園年長	天栄幼稚園年中	天栄保育所
保育料（月額）	-	-	0円
補助額（月額）	-	-	補助なし

例) 第7階層の保育料…22,000円
(標準時間の場合)

- (1) 18歳未満のお子さんが3人以上いる世帯
- (2) 18歳未満のお子さんが3人以上いて、同時に幼稚園に入園している場合（月の保育料は半額）
- (3) 18歳未満のお子さんが3人以上いて、同時に2人以上幼稚園に入園している場合
(月の保育料は0円になるため、補助もなし)

2. 天栄保育所徴収金基準額表の第8～第11階層に属する世帯の対象児童（同時入所済）

対象児童の保育料（月額）の1/4の額（10円未満の端数切り捨て）に利用月数を乗じて得た額

(1) 第8階層の場合	第1子	第2子	第3子
	小学一年生	天栄幼稚園年中	天栄保育所
保育料（月額）	-	-	12,500円
補助額（月額）	-	-	3,120円（1/4補助）
(2) 第8階層の場合	第1子	第2子	第3子
	天栄幼稚園年長	天栄幼稚園年中	天栄保育所
保育料（月額）	-	-	0円
補助額（月額）	-	-	補助無し

例) 第8階層の保育料…25,000円
(標準時間の場合)

- (1) 18歳未満のお子さんが3人以上いて、同時に幼稚園に入園している場合（月の保育料は半額）
- (2) 18歳未満のお子さんが3人以上いて、同時に2人以上幼稚園に入園している場合
(月の保育料は0円になるため、補助もなし)

3. 天栄保育所徴収金基準額表の第8～第11階層に属する世帯の対象児童（同時入所無）

対象児童が同時入所での減額となっていない場合、保育料（月額）の1/4の額と第7階層の保育料（月額22,000円）の1/2の額を比較して高い方（10円未満の端数切り捨て）に利用月を乗じた額

例) 第8階層の保育料…25,000円（標準時間の場合）

※1/4の額は6,250円のため第7階層の保育料（月額22,000円）の1/2の額である11,000円を補助

(1) 第8階層の場合	第1子	第2子	第3子
	小学二年生	小学一年生	天栄保育所
保育料（月額）	-	-	25,000円
補助額（月額）	-	-	11,000円（第7階層の1/2補助）

申請方法

住民福祉課から該当となる天栄保育所入所されている児童の保護者へ毎年3月上旬頃に通知いたします。

お問い合わせ先：住民福祉課 福祉係

TEL：0248-82-2115 FAX：0248-81-1008

天栄村幼稚園について

幼稚園は、学校教育法の規定に基づき幼児を保育し、適当な環境を与えて心身の発達を助長するため設置されています。

幼稚園名	住所	電話
天栄幼稚園	天栄村大字白子字小金檀 14	0248-83-2725
湯本幼稚園	天栄村大字田良尾字野仲 36	0248-84-2474

入園要件 幼稚園への入園要件は、次のとおりです。

- 3 年保育…3 歳時（年少組）
- 2 年保育…4 歳時（年中組）
- 1 年保育…5 歳時（年長組）

対象年齢

3 歳児～ 5 歳児

保育時間

午前 9 時～午後 1 時

入園手続き

幼稚園への入園を希望される場合は、天栄幼稚園または、湯本幼稚園に連絡していただき、入園についての心構えや準備品等について確認してください。

入園費用

村内在住の方は、入園料及び授業料月額が無料です。

村外在住の方は、**お問い合わせください。**

その他に、PTA 会費や給食費等がかかりますので、天栄幼稚園または、湯本幼稚園にご確認ください。

預かり保育

働くお父さん、お母さんのため、天栄村では「預かり保育」を実施しています。

土曜日・長期休業日も預かります。

- ・早朝保育 午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分
- ・午後の保育 午後 1 時から午後 6 時 30 分
- ・土曜日や長期休業日 午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分

※湯本幼稚園についてはお問い合わせください。

休日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

お問い合わせ先：学校教育課 教育総務係

TEL：0248-82-2118 FAX：0248-82-2106

私立幼稚園就園奨励費補助金

※国の基準改正により変わる場合があります。

区 分	補 助 限 度 額 ※1		
	第1子	第2子	第3子以降
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、保育料の合計額 (年額 308,000 円を限度とする)	入園料、保育料の合計額 (年額 308,000 円を限度とする)	入園料、保育料の合計額 (年額 308,000 円を限度とする)
当該年度に納付すべき村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき村民税の所得割が非課税となる世帯	(年額 272,000 円を限度とする)	(年額 308,000 円を限度とする)	(年額 308,000 円を限度とする)
同上のひとり親世帯等※2	(年額 308,000 円を限度とする)	(年額 308,000 円を限度額とする)	(年額 308,000 円を限度額とする)
当該年度に納付すべき村民税の所得割課税額が(世帯構成中2人以上に所得がある場合については所得割課税の合計額とする)77,100 円以下の世帯	(年額 139,200 円を限度とする)	(年額 223,000 円を限度とする)	(年額 308,000 円を限度とする)
同上のひとり親世帯等※2	(年額 272,000 円を限度とする)	(年額 308,000 円を限度額とする)	(年額 308,000 円を限度額とする)
ア 当該年度に納付すべき村民税の所得割課税額が(世帯構成中2人以上に所得がある場合については所得割課税額の合計額とする)77,200 円以上211,200 円以下となる世帯	(年額 62,200 円を限度とする)	(年額 185,000 円を限度とする)	(年額 308,000 円を限度とする)
イ 当該年度に納付すべき村民税の所得割課税の額(世帯構成中2人以上に所得がある場合については所得割課税の合計額とする)211,300 円以上となる世帯	(年額 30,000 円を限度とする)	(年額 154,000 円を限度とする)	(年額 308,000 円を限度とする)

- ※1 村民税所得割課税額が77,100 円以下の世帯(区分1~3)は、年齢に関わらず多子計算の対象とする(保護者と生計を一にする者に限る)村民税所得割課税額が77,200 円以上の世帯(区分4~5)は、従前のおり小学校3年生までの兄、姉の数に応じて多子計算の対象とする。
- ※2 ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同じの世帯に属する者が以下に該当する世帯
- ・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者・母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
 - ・身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る)
 - ・療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る)
 - ・精神保険及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る)
 - ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る)
 - ・国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅の者に限る)

就学援助制度について

対象者 村内に住所を有し、村内の小中学校に在学する児童・生徒の保護者、または村に住所を有しないで村内の小中学校に児童・生徒を区域外就学させている保護者で、生活保護法の規定による要保護者。若しくはそれに準ずる程度に困窮していると認められる保護者。

援助の対象となる経費 学用品費(定額)、通学用品費(定額)、校外活動費(定額)、新入学児童生徒学用品等(定額) 修学旅行費、医療費(実費)、PTA会費(定額)、学校給食費(実費)

申請方法等 通学する学校または教育委員会までお問い合わせください。

ひとり暮らし高校生生活支援金

対象者 支援金の交付を受けようとする生徒の保護者等で下宿等の経費を負担している者。

支援要件 交付資格者の支援要件は、次のとおりとする。

- 1 天栄村に住所を有し、村内の中学校を卒業した生徒の保護者等であること。
- 2 交付資格者又は同居の親族が、村に納付すべき村税等を完納していること。
- 3 高等学校に通う兄弟姉妹等以外の親族が、当該生徒と同居していないこと。

申請方法等 ひとり暮らし高校生支援金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度の5月末日(6月以降の下宿等の利用に係る申請者にあつては下宿等の利用を開始した日の属する月末までとする。)までに村長に申請しなければならない。

- 1 在学証明書又は学生証の写し。
- 2 金融機関通帳の写し。
- 3 下宿等の契約書等の写し。(契約額、共益金、食費などの内訳が明記されているもの。)

教育資金利子補給事業補助金

対象者

- 1 義務教育を村内において終了し、学校教育法に規定する、高等学校、中等教育学校の後期課程高等専門学校若しくは特別支援学校の高等部、専修学校(高等課程及び専門課程)、短期大学又は大学(大学院を除く。)において行われる教育を受ける者(以下「奨学生」という。)の保護者であること。
- 2 本村に引き続き1年以上居住し、かつ、住民基本台帳法に基づく記録又は外国人登録法に基づく登録をしていること。
- 3 村税を完納していること。本補助金は、「天栄村ひとり暮らし高校生生活支援金」及び「天栄村保健師養成奨学金」並びに「天栄村医師養成奨学金」のいずれの奨学金とも重複して交付を受けることはできない。

支援要件 利子補給の対象となる融資は、日本政策金融公庫、夢みなみ農業協同組合・市中銀行その他これに準ずる金融機関から借入れた教育資金とする。

お問い合わせ先：学校教育課 教育総務係

TEL：0248-82-2118 FAX：0248-82-2106